

随意契約（相手方指定）調書

件名	消耗品購入契約（強化磁器食器・峽田小学校第二校舎初度調弁）	No.5200873
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和8年1月27日	
契約金額	2,534,928円（消費税込み）	

契約相手方	光武商店株式会社 (法人番号：8300001005803)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件名	消耗品購入契約(強化磁器食器・峡田小学校第二校舎初度調弁)
指名業者(案)	<p>名称 光武商店株式会社</p> <p>代表者 代表取締役 光武 正仁</p> <p>所在地 佐賀県西松浦郡有田町中の原2-1-11</p>
指定製品	<p>製造元 : 光武商店株式会社</p> <p>物品名 : (1) 強化磁器食器 17cm深皿 ブルー水玉</p> <p>(2) 強化磁器食器 大わん ブルーライン</p> <p>(3) 強化磁器食器 4寸わん ブルーライン</p> <p>(4) 強化磁器食器 12cm深皿 ブルーライン</p> <p>(5) 強化磁器食器 洋皿(小) ブルー水玉</p> <p>(6) 強化磁器食器 17cm深皿 特注黄釉</p> <p>(7) 強化磁器食器 大わん 特注黄釉</p> <p>(8) 強化磁器食器 4寸わん 特注黄釉</p> <p>(9) 強化磁器食器 12cm深皿 特注黄釉</p> <p>(10)強化磁器食器 洋皿(小) 特注黄釉</p>
特命理由	<p>本件は、峡田小学校第二校舎の給食事業で使用する食器を購入する契約である。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>【物品指定について】</p> <p>①荒川区立小中学校では、食器検討委員会等で検討し選定した上記製品を全校共通で導入しており、峡田小学校本校舎も本製品を使用している。</p> <p>②令和8年度より供用を開始する峡田小学校第二校舎で使用する食器についても、学校給食運営上、本校舎と同じ食器を使用する必要がある。</p> <p>【相手方指定について】</p> <p>①上記業者は、荒川区立小中学校が使用している給食用強化磁器食器の試験開発から携わっており、上記製品については、窯元として、上記事業者のみが製作している。</p> <p>②現在、荒川区内には上記製品の取扱事業者が無く、上記事業者から直接購入が可能である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	<p>○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>